

# 彦根市 産後ケア事業



## ●産後ケアの内容

指定された実施施設や訪問において産婦さんや赤ちゃんの体調にあわせて、次のようなケアを受けることができます。

- 産婦さんの体や心のケア ○授乳相談 ○育児の手技に関する相談(赤ちゃんの抱き方やオムツ交換、沐浴等)
- 赤ちゃんの成長発達に関する相談 ○食事の提供(母のみ)

## ●利用できる方

彦根市内に住所を有する出産後1年以内の女子等(死産・流産を経験した女性を含む)および新生児・乳児であって、産後ケアを必要とする方  
例えば・・・体調の回復に不安のある方 育児に対する不安を感じている方 産後の経過に応じた休養、栄養等の保健指導が必要な方  
(注意)

- ① 早産児や低出生体重児の場合、出産予定日の1年以内まで利用可能です。
- ② 施設によって利用できる赤ちゃんの月齢が異なりますので、ご希望の施設が利用できない場合があります。
- ③ 産後ケアは赤ちゃんだけをお預かりするものではありません。



(利用できない場合)

- ① 母子のいずれかが感染症疾患(麻疹、風疹、インフルエンザ等)に罹患している
- ② 入院加療の必要がある
- ③ 心身の不調や疾患があり、医療介入の必要がある

## ●種類と利用料金

	短期入所型 (ショートステイ)	通所型 (デイサービス)	居宅訪問型 (アウトリーチ)
内容	実施施設に宿泊してケアを受ける	実施施設にて日帰りでケアを受ける	利用者の自宅へ助産師等が訪問しケアを受ける
利用時間	原則利用開始時間から 24時間以内を1日とする	原則8時間	原則2時間
利用回数	各型通算7回まで利用可能		
利用料金 (課税世帯)	8,300円 +施設が定める食事代	3,400円 +施設が定める食事代	1,600円
利用料金 (生活保護世帯・ 市民税非課税世帯)	1,500円 +施設が定める食事代	500円 +施設が定める食事代	250円

## ●利用方法

- 希望される方は、利用希望日の1週間以上前に母子保健課までご相談ください。保健師等と面談をしてから日程調整を行います。その際、申請書を記入していただきます。
- 利用施設への申し込み、利用日の調整等は、ご希望をお聞きしたうえで母子保健課が行います。
- 利用が決定したら、母子保健課から自宅へ「彦根市産後ケア事業利用承認通知書」を送付しますので、利用日に実施施設等へ持参してください。

## ●産後ケア実施施設

産後ケア:ハグナビしが【滋賀の子育て応援ポータルサイト】を検索してください。

## ●注意事項

- キャンセルについて 利用者から利用の変更または中止の連絡が実施施設の指定の日時まででない場合、実施施設が定めるキャンセル料を、実施施設にお支払いしていただく必要があります。
- 施設の混み具合等により、ご希望の日程や時間に対応できない場合がありますので、ご了承ください。

## ●問い合わせ先

彦根市母子保健課

〒522-0057 彦根市八坂町1900番地4 くすのきセンター2階

電話 0749-24-3931 FAX 0749-24-5870

